

北海道公安委員会告示第91号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年5月28日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳 一

- 1 聴聞の期日 令和8年6月12日（金）午前10時30分開始
- 2 聴聞の場所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階交通聴聞・意見の聴取室